

青梅市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

青梅市選挙管理委員会

2, 210